

狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施要領

(平成28年5月23日福祉こども部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第2条に定める施設及び事業者（以下「施設等」という。）の健全かつ円滑な運営が行われるよう、指導並びに監査するため必要な事項を定める。

(指導形態)

第2条 指導の形態は、次のとおりとする。

1 定例的な指導

(1) 集団指導

施設等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 書面指導

施設等から書面の提出を受けたうえで、書類審査の方法により行う。

(3) 実地指導

施設等の事業所において実地により行う。

2 定例外の指導

施設等の運営その他について問題があったことを疑うに足りる理由がある場合において、書面若しくは実地により指導を行う。

(実施方法)

第3条 指導の実施方法は、別表のとおりとする。

(集団指導)

第4条 第2条1－(1)に規定する集団指導は、次のとおりとする。

1 指導通知

指導対象となる施設等を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業所に通知する。

2 指導方法

集団指導は、給付費等の取扱い、制度改正及び過去の指導事例等について講習等の方法により行う。

(書面指導)

第5条 第2条1－(2)に規定する書面指導は、次のとおりとする。

1 指導通知

指導対象となる施設等を選定したときは、あらかじめ書面指導の時期、担当者、提出書類等を文書により当該事業者へ通知する。

2 指導の方法

書面指導は、「自主点検表」に基づき、提出書類を確認して行う。

3 指導結果の通知

- (1) 指導の結果については、当該事業者あて文書をもって通知する。
- (2) 文書による改善指導事項については、所定の期日までに、その改善状況の報告を求める。
- (3) 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善が不十分と認められる場合は、実地指導その他必要な指導を行う。

(実地指導)

第6条 第2条1-(3)に規定する実地指導は、次のとおりとする。

1 指導通知

指導対象となる施設等を選定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者へ通知する。

- (1) 実地指導の根拠規定及び目的
- (2) 実地指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類
- (6) その他必要な事項

2 指導方法

- (1) 実地指導は、「自主点検表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から面談方式で事業運営の状況などを聴取するとともに施設を巡視する。
- (2) 実地指導にあたっては、当該事業所の責任者等に対し理解と協力を得るため、あらかじめ、その趣旨を説明する。

3 結果の講評

実地指導の終了後、当該事業所の責任者等に対し、実地指導の結果について講評する。

4 指導結果の通知等

- (1) 実地指導の結果については、当該事業所に文書をもって通知する。
- (2) 文書による改善指導事項については、所定の期日までに、その改善状況の報告を求める。
- (3) 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善が不十分と認められるときは、再度の実地指導その他必要な指導を行う。

(監査の実施)

第7条 実地指導の結果、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成27年12月7日付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知）別添1「特定教育・保育施設等指導指針」定める基準に該当すると判断した場合は、別表に定める区分により速やかに監査を行う。

又、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、実地指導を中止し、別添2「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査を

行うことができる。

(指導拒否への対応)

第9条 正当な理由がなく指導を拒否した場合は、次のとおり対応する。

(1) 書面指導を拒否した場合は、実地指導を行う。

(2) 実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

(情報の開示等)

第10条 指導結果の通知及び改善報告書の内容について、原則として埼玉県及び厚生労働省へ情報の提供を行うとともに、利用者保護の観点から、できる限り情報の開示に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、指導及び監査に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

種 別	指 導 実 施 方 法
地域型保育事業所	年1回実地指導を実施
その他の施設等	必要に応じ指導を実施